

税理士の皆さまへ

相続税 e-Tax をご利用ください

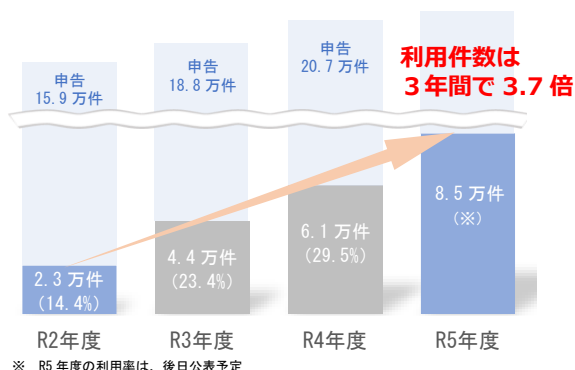


国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のDXの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

利用件数増加

相続税 e-Tax の利用件数は増加 ~多くの方がメリットを享受~

【相続税 e-Tax の利用件数】



メリット① 24時間申告可能 (メンテナンス時間を除く)

⇒ 税務署に出向く必要がなく、郵送料・印刷代（紙代）・交通費を削減

メリット② 提出書類をデータ保存

⇒ 書面で保存するより紛失リスクを軽減、管理コストを削減

メリット③ キャッシュレスによる納税もスムーズ！

利便性は年々向上

税理士の皆さまからのご意見を踏まえ利便性を向上

相続税 e-Tax は、税理士の皆さまからのご意見等を踏まえ、利便性の向上を図っています。

提出をお願いしている添付書類を削減 (R5.1~)

⇒ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

イメージデータ送信容量を拡大 (R5.5~)

⇒ 最大 154MB まで送信可能（1回当たりの送信容量を 8MB から 14MB に拡大）

利用者識別番号の確認を簡素化 (R5.6~)

⇒ 財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡

【今後予定している利便性向上策】

令和 7 年 1 月以降、e-Tax のマイページにおいて、過去に e-Tax 送信した贈与税申告情報を確認することが可能になる予定です。また、今後マイページの税務代理人への利用拡大といった機能の充実も検討しています。

※ e-Tax のマイページでは、財産取得者本人が、e-Tax に登録されている「本人情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」を確認することが可能。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のお知らせ

- 国税庁ホームページ内に、相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧など、相続税 e-Tax を利用する際に参考となる情報を掲載しています。

【相続税 e-Tax 特設サイト】

Check!

閲覧は
こちらから



Point①

依頼者に契約内容説明

依頼者に提出までの
流れの作業説明

相続財産の確認

申告書
作成中

申告書案完成

依頼者説明等

提出

e-Tax で送信

納税はキャッシュレスで！
使ってみると便利です

Point②

Point①

まずは利用者識別番号を
確認！

- （申告書を提出する）財産取得者（相続人等）全員の**利用者識別番号を確認**
- 利用者識別番号の有無が不明な場合は、「変更等届出書」を e-Tax 送信

変更等届出書の
詳細はこちら

Point②

申告書作成中に納税手続の準備

- ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）を利用するため、**事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出**
 - ※ e-Tax 送信の場合は 1 週間程度、書面提出は 1 か月程度で利用可能となります。
 - ※ e-Tax の代理送信による提出はできません。
- e-Tax で申告する際に「自動ダイレクト」が利用できます。
 - ※ ご利用にあたり、財産取得者全員のダイレクト納付の登録が完了している必要があります。

自動ダイレクト
の詳細はこちら

【相続税 e-Tax の体験談 税理士に対するアンケート(抜粋)】

- ・現在、相続税申告の全てを e-Tax で行っています。紙での提出と比較し、相当な申告作業が省力化されたと感じています。特に、印鑑証明書等、原則全ての添付書類をイメージデータで提出できることに、非常に満足しています。(70 代以上)
- ・相続税 e-Tax を利用しました。「変更等届出書」の送信による利用者識別番号の確認を行いました。簡単に利用者識別番号を把握することができ、とても助かりました。また、添付書類の見直しで、送信する書類もかなり少なくなっています。今後も更なる利便性向上に期待しています。(50 代)

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて

- 国税庁・国税局（沖縄国税事務所を含む）・税務署においては、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれる中、税務行政の DX における手続の見直しの一環として、**令和 7 年 1 月から書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わない**こととしました。
- e-Tax を利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により、申告書等を提出した事実を確認することができますので、是非 e-Tax をご利用ください。
- 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法の詳細や、申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関する Q&A は国税庁ホームページでご確認ください。



申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しの詳細はこちら

e-Tax の送信準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901（全国一律の通話料金）

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）